# 議案第1号

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成31年1月10日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

# (提案内容)

別紙のとおり改正する。

# (提案理由)

新学習指導要領実施に向けての授業日数確保のため、関係規則の一部改正を行う 必要がある。

# 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則(昭和53年墨田区教育委員会規則第6号)の 一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(学期及び休業日等)	[ 同左 ]
第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令	第3条 〔同左〕
第340号。以下「施行令」という。)第	
29条の規定に基づく学期及び休業日は、	
次のとおりとする。	(1) ( <b>5</b> )
(1) 学期	(1) 【同左】
<u>ア</u> 前期 4月1日から10月の第2月 曜日まで	<u>イ</u> 〔同左〕
<u>イ</u> 後期 10月の第2月曜日の翌日か ら3月31日まで	<u>口</u> 〔同左〕
(2) 休業日	(2) 【同左】
<u>ア</u> 夏季休業日 7月21日から8月3 1日まで	<u>イ</u> 〔同左〕
<u>イ</u> 冬季休業日 12月26日から1月 7日まで	<u>口</u> 〔同左〕
<u>ウ</u> 春季休業日 3月26日から4月5 日まで	<u>八</u> 〔同左〕
	<u>二 開校記念日</u>
	<u>ホ</u> 都民の日条例(昭和27年東京都条
	例第75号)に規定する日
工 その他墨田区教育委員会(以下「教	<u>へ</u> 〔同左〕
育委員会」という。)が定める日	
2・3 [略]	2 · 3 〔略〕

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

# 教育委員会資料

#### 平成30年度東京都教育委員会表彰の受賞者について

東京都教育委員会表彰の受賞者について以下のとおり報告いたします。

1 表彰区分

健康づくり功労者(学校保健・学校安全分野)

2 受賞者

所 属 墨田区立桜堤中学校

推薦区分 内科医

氏 名 石原 哲(いしはら とおる)

3 表彰式

平成30年12月21日(金)午後 東京都庁第一本庁舎五階 大会議場にて表彰式が行われました。

4 その他

東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)等取扱要綱(抜粋)

### (表彰の目的)

学校保健、学校安全及び学校給食の指導、運営等を通じて、優れた功績がある学校関係者、学校関係団体及び組織的、計画的に幼児・児童・生徒の健康づくりに取り組む学校を表彰することにより、これらに関する積極的な活動を奨励し、東京都における学校保健、学校安全の水準の向上及び学校給食の普及と充実を図ることを目的とする。

#### (推薦基準)

学校保健・学校安全の推進に熱意を示し、顕著な功績又は模範として推奨に値する具体的な活動実績があった者

### 墨田区登録無形文化財の認定解除及び感謝状贈呈について

墨田区登録無形文化財技術保持者の死亡に伴い、墨田区文化財保護条例第6条第3項の規程に基づき、保持者の認定が解除されたので報告する。

また、死亡した墨田区登録無形文化財技術保持者に対して、永年にわたり墨田区の 文化財の保護及び普及に寄与した功績を称えるため、墨田区教育委員会感謝状交付基 準要綱第2条第3号、同要綱細目基準第13の規定に基づき感謝状を贈呈する。

記

種別	保持者	解除理由
工芸技術	しおざわ かね	墨田区文化財保護条例第6条第3項(保持者
金工(錺金具づくり)	塩澤 カネ	の死亡による登録及び認定の解除)

登録年月日:平成12年6月1日

解除年月日:平成30年10月8日

(登録期間 18年4か月)

感謝状交付主体:墨田区教育委員会